



Title	唐代文字事情：「篆隸萬象名義」研究ノ-ト①
Author(s)	岸田, 知子
Citation	中国研究集刊. 1995, 17, p. 39-48
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60875
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代文字事情——『篆隸萬象名義』研究ノート①

岸 田 知 子

（高野山大学）

『篆隸萬象名義』は空海が著したとされる我が国最古の漢字辞書である。現存書は高山寺本と呼ばれる手写本一種である。五百四十一の部首（『説文解字』は五百四十部）を建てて文字を配列し、それぞれの字の下に反切と字義を書いている。また、一部の文字の上には、その字の篆書体を標掲している。高山寺本では冒頭部分に集中して見られ、その後、途中にも散見することから、本来は全篇に書かれてあつたものと思われる。そうであればこそ『篆隸萬象名義』の表題があり得たのである。この体裁は我々に『説文解字』を想起させる。

一方、本書が『玉篇』に依拠していることはよく知られている。『玉篇』は、南朝梁の顧野王の撰著で、『説文』の部首に倣い文字を並べ（部首の配列および部首内の字の配列は異なる）、反切、古典における用例を上げて字義を説いた書である。その後、『玉篇』は散逸してしまい、宋代に重修増補された『大廣益會玉篇』には原本のおもかげはない。我が国に原本残卷の古写本が何種類かが残り、それらと本書の照合により、かなりの部分において、本書が『玉篇』を抄録していることが明らかになっている。

しかし、抄録ばかりではなく、空海の独創部分もあるのではないか、また抄録であつても、その抄録の方法に空海独自の傾向がうかがえるのではないか。そう考えた筆者は、字義の内容を検討し、一応の結論として、本書は著者空海の備忘録的な性格が強く、辞書としては未完成なものであると、すでに論じた（注1）。さらに詳細な字義の検討は今後も続けなければなら

ないが、それとは別に、本書の周辺を視点を変えて幅広く見て、いこうと思う。その中に、本書の成立の背景、「なぜ」のような体裁の書が、このようなタイトルで、このような内容をもつて、空海によつて書かれたか、を考えるヒントが得られるかもしない。本稿では、唐代の文字の状況を探つてみることにする。

唐代の篆隸雜体書

六朝時代には、いわゆる雜体書が多く作られた。雜体書とは、篆隸をデザインした装飾的な書体で、その種類は百体とも百二十体ともいわれる。南朝宋の王愔の「文字志目」には三十六書体名が列記され、梁の庾元威の「論書」には、十牒屏風（十枚折り屏風）を作り、そこに五十体を墨、五十体を彩色で書いたとして百体の名が挙げられている。このようないわゆる百体屏風は、当時、宮中などの室内装飾として流行したらしい。

正倉院御物「鳥毛篆書屏風」が百体屏風の姿を伝えている。模様入りの美しい下地に、同一の文字を篆書

と隸書（楷書）で交互に書いたもので、篆書には黒い鳥の羽根が貼り付けてある。この篆書は雜体書であり、こうしたものによつて、奈良時代には雜体書が伝えられていたことがわかる。

雜体書の実体を知る上で貴重な資料となるのが、梁の蕭子良の『古今篆隸文体』である。『隋書』経籍志に「古今篆隸雜字体一卷 蕭子政撰」とあるのがこれに当たり、中国では早くに散逸したようである。『隋書』経籍志には他に「古今奇字一卷」「雜体書九卷」「篆隸雜体書二卷」の書名が見え、雜体書の流行がうかがえる。空海が嵯峨天皇に献上した書物の中に、この「古今篆隸文体一卷」の名が見え、また藤原佐世の『日本国見在書目録』にも「古今篆隸文体一卷 蕭子良撰」とあり、平安初期には我が国にもたらされたことが明らかである。小松茂美氏によると、室町時代の三条実隆（一四五五～一五三七）の「実隆公記」明応八年（一四九九）五月九日条に、太宰權帥町広光に「篆隸文体一卷」を見せられ、「近來殊勝の物なり」と珍書を披見した喜びが語られている（注2）。

幸い、鎌倉中期の写本が現存していく（京都・毘沙門

堂藏）、内容を知ることができる。」)には雑体書が五十二法あるとしているが、実際には四十三体の書体を四字ずつ図示している。これによつて、名称のみ知られたいた書体の多くが明らかになつたのである。

雑体書は奈良時代から平安中期にかけて、貴族たちに愛好されたのであるが、平安時代における雑体書を考える時、忘れてならないのは空海の存在である。空海と雑体書の関係を示す資料を次に上げる。

○上述したように、「献梵字并雑文表」(『性靈集』卷四)に述べられた嵯峨天皇への献上書の中に「古今篆隸文体」がある。

○空海筆と伝えられている「益田池碑銘」は様々な雑体書で書かれてある。

○「勅賜屏風書了表并詩」(『性靈集』卷三)によると、鳥書・龍爪書などの雑体を駆使して屏風に揮毫したことがわかる。

○「奉獻雑書跡状一首」(『性靈集』卷四)は、唐より将来の鳥獸飛白書一巻を嵯峨天皇に献上した時のもの。

空海が、雑体書に対して並々ならぬ関心を持つていたことがわかる。『篆隸萬象名義』の篆書は懸針体と呼ばれ、「益田池碑銘」の冒頭部の書体と同種である。我が国の雑体書は、その後、江戸時代に再び注目されるまでは影をひそめてしまつたとされるが、ここにもう一つ、珍しい資料がある。岩手県水沢市の正法寺に伝わる「篆隸三十二体金剛般若波羅蜜經」がそれである(影印本が昭和五十五年に木耳社より発行されている)。詳しくは小松茂美氏の解説に委ねるが、宋代の僧道□が宋初の僧夢英の集めた篆書十八体(注3)を増補の上、三十二体として「金剛經」を三十二体に書き分けたものと思われる。同類の書が京都・万福寺にも所蔵されていて、その序によると明の万暦三十六年(一六〇八)に発見されたものとある。これに対し、正法寺本は、天正四年(一五七六)に陸奥国此波郡の瑞泉寺住持禪惠が寄進したと銘があることにより、万福寺本より古くに、我が国に伝えられたものと思われる。小松氏は、この書と『古今篆隸文体』の書体比較表を作つておられる(注4)。

さて、唐代における雑体書を『宣和書譜』を通して

見てみるとしよう。『宣和書譜』は北宋末期の宣和年間に編まれた書人伝集成というべきもので、府庫所蔵の書跡の作者を書体別に分類し、書体ごとに叙論を付す。しかし、書体論からみれば唐の張懷瓘の『書斷』とはかなり異なっている。両者の対応関係は次の通りである。

『書断』	『宣和書譜』
古文	篆文
大篆	篆文
籀文	篆書
小篆	篆書
八分	漢隸
隸書	今隸 (楷書)
章草	正書 (楷書)
行書	行書
飛白	行書
草書	草書
八分	篆書

つまり、『宣和書譜』では小篆より古い書体を取り上げていないことと、『書断』の八分と『宣和書譜』の隸書が対応し、同じく隸書と正書が対応することに大きな違いがある。『宣和書譜』の八分は隸書の別体として位置付けていて、『書断』のそれとは異なるものである。

ここで、篆書について詳しく見てみよう。

『宣和書譜』卷二の篆書叙論は、古文・科斗から大篆、そして小篆にいたる歴史を簡単に述べた後、李斯を篆の創始者とする説について、すでに秦の穆公の時にこの書が存在していたと論ず。そして、漢に許慎、魏に韋誕が登場するが、その後千年間は見るべき人物はほとんどなく、唐の李陽冰に至るという。さらに、唐より以来の篆書の名手七人を左に記録するとした後、夢英の徒の若きは種々の形を為し、遠く名を取りて以て後世に流すに似たり。所謂仙人務光の偃薤の篆の如きは、是れ皆な不經の語、学者之を羞ず。茲の故に録せず。

ここにいう夢英とは、先述の「十八体書」を書いた

宋の大宗ころの人物で、自らも篆書・雑体書を善くしたという。『宣和書譜』の著者は、夢英のように雑体書にて知られた人物は認めないとし、仙人務光が偃薤篆（倒薤、薤葉篆ともいう）を作つたなどという話は根拠のないもので、学者はこれを恥とする。従つて、ここには採録しないと断言する。

しかし、採録された人物の記事には、雑体書に関することが多く見られる。唐・衛包については

倒薤篆を以て鵝鶴賦を書く。信に学を積むに由りて致す所なり。

とあり、内府所蔵作品は薤葉篆書「鵝鶴賦」が上げられている。

唐・元度の場合は、

又た十体を為す。曰く古文、曰く大篆、曰く小篆、曰く八分、曰く飛白、曰く薤葉、曰く垂針、曰く垂露、曰く鳥書、曰く連珠。古今の縄墨を網羅し、蓋し亦た遺す無し。

と、雑体書をも書いたことを明らかにし、内府所蔵作品として、篆書「千文」と正書「論書・十体書二」の四点が上げられている。「十体書」が正書に分類され

ているのは、正書を書いた横に十体を並べたものだつたからではないだろうか。

唐・祝元雅については、

古えを好み学を喜ぶ。科斗・小篆に於いて各おの千文を為し、隸書を以て其の側に識す。

とある。これは内府所蔵に上げられている「科斗小篆一二体千字文」を指すのであり、科斗書と小篆書を並べて「千字文」を書き、識字のために隸書を添えたものと思われる。科斗書については、ここでも「隸書は篆より生じて、篆法も又た科斗を祖とす」とい、篆書叙論冒頭にも「古文・科斗の書は、曰に鼎彝金石の伝に見る」とある。すると篆書の祖たる科斗書を雑体書としてよいかということになるが、伝説的な書体である科斗を模して作られたのが科斗書であるから、ふつう雑体に入れられる。

宋・益端獻王（英宗第四子）の項では、

嘗て唐元度・夢英に効つて、篆籀十八体を作る。

又た復た衆体の外に出でて、八体を作る。学ぶ者多く之を宗とす。

とあり、作品として、「篆書一 二十六体篆」が上げ

られている。これこそ雑体書の集成であり、夢英を否定した篆書叙論の主義と矛盾する。

以上、叙論で雑体書を否定しているにもかかわらず、篆書の部に採録された唐代四人の内三人、宋代三人の内一人に、雑体書に関する記述が見られる。これは何を意味するのか。『宣和書譜』は、元來が徽宗の内府所蔵作品の作者解説である。つまり、作品としてそこにあるものについては、必ずその作者の伝が書かれたということで、採録された人物が必ずしも書道史上重要な人物ばかりではない。

一方、叙論はあくまで伝統的な書学に基づき、大義名分を通して、採録された人物の正当性を論ずる必要がある。なにしろ内府所蔵作家なのであるから。その差異が、こうした現象を生んだのではないだろうか。つまり、唐代では雑体書が盛んに行なわれていて、篆書を書く者は、概ね雑体書に手を染めていたと見てよいのだろう。篆書そのものが、すでに実用性の無い、装飾的なものになつていて、そのデザイン化された装飾字体に赴くのは自然であつたろう。こうした装飾的な書体を六朝貴族が好んだように、唐宋の宮中でも

好まれたと仮定するのは容易である。内府にこの種の作品が多く所蔵されたのも、そうした理由があつたからであろう。作品があれば、解説として触れざるをえない。しかし、筆者は、雑体書を正当な書体とは認めたくなかつた。そこに、収集者である宮廷人と、筆者である宋代の知識人の意識の相違があるのではないか。要するに、唐代においては、六朝以来の雑体書の流行が未だ止まず、篆書ないし隸書といえば、種々の雑体書をも包括したと思われる。唐初の類書『初学記』には文字の項があり、雑体書の名称や由来についての記述があるが、後の類書にこうした項目がないことからも、当時の関心の傾向を知ることができる。

『宣和書譜』卷二の李陽冰の項は、彼が篆書改革を行なつたことを記している。

心を小篆に留むること三十年に迨ぶ。初め李斯の嶧山碑と仲尼の延陵季子の字とを見て、遂に其の法を得。乃ち能く変化開合し、自ら一家に名づく。この篆書改革は、秦の李斯や孔子のものと伝えられる書に学んだ結果であり、篆書の本来に近づこうとするものであつた。この書体は玉箸体と呼ばれる。この改

革は、雑体流行の風を受けてこそ、行なわれ得たと言えよう。

『宣和書譜』は李陽冰以前の篆書を認めない。李以前の篆書は雑体書とみなしていいたからであろう。そして、李陽冰の書を絶賛し、「有唐三百年、篆を以て称せらるる者、惟だ陽冰独歩たり」と言う。この言は、まさしく唐代における雑体書の流行を物語つている。

唐代における字体統一と『説文解字』

唐代においては、字体の統一・整理を目的とする編著活動が多く行なわれた。これは、当時、六朝以来の多くの異体字が通行していく、科舉の実施には字体統一が必要だったからである。また、雑体書の流行による文字の意匠化、装飾化を正す意味合いも大きかつたであろう。

まず、太宗期に顔師古が経書の考定を行なつた。

太宗 経籍の聖を去ること久遠、文字訛謬せるを以て、師古をして秘書省に於いて五經を考定せしむ（『旧唐書』卷七三顔師古伝）。

言うまでもなく、顔師古は顔之推の孫にあたり、父の顔思魯も学芸を以て称せられた。『旧唐書』本伝に「師古少くして家業を伝え、博く群書を覽て、尤も訓詁に精しく、善く文を属す」とある。祖父の之推が『顔氏家訓』勉学篇にて、「夫れ文字は墳籍の根本」と言い、世間の小学輕視を批判し、自らの文字研究の一班を提示しているように、小学、即ち文字学こそ「家業」であつたといえよう。この顔氏累世の家業においては、『説文解字』を最も權威とする立場が繼承されていた。

師古は五經考定の功績で、貞觀七年、秘書少監に挙せられた。「専ら刊正を典り、有する所の奇書難字、衆の共に惑う所の者、疑に随つて剖析し、曲さに其の源を尽くせり」とあるから、之推以来の家学の集大成を遂げたと言えよう。

顔氏一族の顔元孫（顔杲卿〔六九二—七五六〕の父、真卿の諸父）は『千祿字書』一巻を著している。「千祿」の名は「章表書制の為に」作られたことによるといふ（『四庫提要』経部小学類二）。隸字で書かれ、二百六の部首順にならべた字ごとに俗・通・正の三体

に分別したものである。

経書の文字を正す意図で作られたものに張參の『五經文字』三巻（大曆十一年〔七七六〕自序）があり、三二三五字を一六〇部に分類した。唐元度の『九經字樣』一巻は、この分類に依拠して石經の字体を考定したもので、大和七年（八三三）に作られた。

文字の考定が行なわれる時、その基盤となるのは『説文解字』であつて、文字統一の動きは当然『説文解字』への関心を高めることになった。

『宣和書譜』の『隸書敘論』には次の記述がある。

唐の開元の年、時主懾然、隸字伝わらざれば、以て後學に矜式する無きを知り、乃ち詔して『字

統』四十巻を作り、専ら隸書を明らかにする。

また同書の李陽冰の項には、篆書の正しい字義を伝えようとする陽冰が『説文解字』を刊定したことが記されている。

其れ許慎自りして、是に至りて『刊定説文』三十巻を作り、以て其の学を紀す。

このことは『四庫提要』の『説文解字』の項に「魏晉自り以来、小学を言う者は皆慎を祖とす。李陽冰に至

り始めて曲さに相排斥するも、未だ協いて公に至らず」とあるのが、その事情を語つてゐる。この『刊定説文』は宋の『崇文總目』に著録されている。

後蜀の林罕の『字源偏旁小説序』には

唐に至りて、將作少監李陽冰 許氏の説文に就きて、また刊正を加え三十巻となす。今行わるる所のものは是なり。その時、また説文の篆字の下において、便ち隸書を以てこれを照し、これを字統と名づく。開元中、隸体定まらざるを以て、また隸書の字統の下に、篆文を録して四十巻となし、名づけて開元文字と曰う。これより隸体はじめて定まる。

とある（注5）。林罕については、『宋史』四四一文苑伝に「文字の学を善くし、嘗て説文二十篇を著し、目して林氏小説と曰う」とある。

『字統』ならびに『開元文字』は『唐書』経籍志・『新唐書』芸文志には現れないが、玄宗勅撰の『開元文字音義』三十巻が『新唐書』芸文志に著録されている。これについては、張九齡に「賀開元文字音義狀」があり（『曲江張先生文集』巻十）、玄宗は御批を書い

てはいる（「答張九齡賀御製開元文字音義批」『全唐文』卷三十七）。この書は現存するが、その形式は、張九齡の言に「隸を表にして以て今を訓じ、篆を存して以て古を徵す」とあるように、隸書と篆書を併記したものである。

ところで、神田喜一郎氏は、李陽冰の篆書は秦の李斯の書に基づく玉箸篆というものであつたのに対し、『萬象名義』の篆書は懸針体という後漢から魏晉にかけて流行した古い書体であるとし、次のように論じてゐる。

平安朝古写『説文』断簡（□部二字と□部十二字のみ）が懸針体であること、唐抄本『説文』残巻が懸針体であることから、懸針体の『説文』が唐や平安朝の日本で通行していく、空海はこの『説文』を参考にした。『萬象名義』により今日通行の宋の徐鉉・徐鍇校訂の『説文』より古い形をうかがうことができる、と（注6）。

思うに、唐における書体統一の動きが『説文』に脚光を浴びることとなり、『説文』を論拠とする文字学の書が次々と作られ、これらの書の多くは、篆書と

隸書を併記していた。このことが『篆隸萬象名義』の成立の背景にあつたことは否めないだろう。空海も『説文』を手本とする「辞書」を書いた。ただ、李陽冰の『刊訂説文』は、「未だ協いて公に至らず」すなわち世間にまだ受け入れられず一般的でなかつたために、空海の目に止まる機会がなかつたか、當時通行の懸針体篆書の標字のある『説文』を見ていたと思われる。

「篆隸」という語は『古今篆隸文体』がそうであるように、「篆隸から派生した種々の雑体書」という意味であることが多い。しかし、『篆隸萬象名義』の「篆隸」は「篆字を標掲し以下を隸書で書いた」という意であろうから、文字通り「篆書と隸書」を意味する。『唐書』経籍志及び『新唐書』芸文志に所載の「古来篆隸訓詁名録一巻」の「篆隸」は、この書題の意味から考えて、「篆書と隸書」の意ではないか。つまり、唐代の文字学書のスタイルを取り入れて、さらに訓詁を記載したものと推測される。現存はしないこうした書を、空海はあるいは見ていたかもしれない。

文』をまねただけでなく、唐代における『説文』の役割をも意識して作られたとする可能性はないだろうか。

つまり、日本における字体統一の意図を込めていたとは考えられないだろうか。それには、当時の日本の文字事情を調べてみる必要がある。後日の課題としたい。

また空海が雑体書に強い関心を持っていたことと、雑体書に抗する立場にあるとされる『説文』に倣つて

『篆隸萬象名義』を作つたことに、矛盾を感じる向きもあるう。しかし、その二面性こそ、唐代の文字の事情を体現していると言えるのではないだろうか。

注

- (1) 「『篆隸萬象名義』の字義について」『密教文
- (2) 「『篆隸三十二体金剛般若波羅蜜經』について」
覆印本巻末、木耳社、昭和五十五年十二月。
- (3) 『墨池篇』には夢英の「十八体書」が所収されている。これは雑体書十八体の来歴を記したものである。
- (4) 注(2)に同じ。
- (5) 『中國書論体系』第五巻、日原利国訳「宣和書譜」六十九頁、注一二六参照。
- (6) 「篆隸萬象名義解題」弘法大師全集六・神田喜一郎全集二。